

# 医療法人社団 芳尚会 事業継続計画

代表者：吉成 尚

所在地：茨城県久慈郡大子町大子 8 1 3 - 1

電話番号：0295-72-0555      FAX：0295-72-0715

## 令和 5 年度

令和 3 年 7 月 作成

令和 5 年 7 月 改訂

## 事業継続計画 目次

1	事業継続計画の目標	2
2	事業継続計画の基本方針	2
3	推進体制	3
4	リスクの把握	3
5	被災想定	3
6	自施設で想定される影響	3
7	危機事象発生時の対応体制	3
8	災害発生時の人員招集について	4
9	優先業務	6
10	職員教育と訓練	9
11	BCPの検証・見直し	9
12	平常時の対応	9
13	緊急時の対応	11
	(1) BCP発動基準(自然災害)	
	(2) 行動基準	
	(3) 災害時の対応体制と対応拠点	
	(4) 水防体制・活動	
	(5) 利用者の安否確認	
	(6) 職員の安否確認と参集基準	
	(7) 施設内外の避難場所	
	(8) 重要業務の継続	
	(9) 職員の管理・勤務シフト	
	(10) 復旧対応	
14	地域との連携	13
15	関係機関との連絡体制	14
16	居宅介護支援固有事項	14
	災害本部の編成等	17
	別紙1～別紙5	
	発災時報告書、定時報告書	

## 総論

### 1 事業継続計画の目標

- 1 平時に災害対策を行うことで、災害時の患者の身の安全を守る対策を策定するとともに、患者、利用者を支援する職員の安全を確保する。
- 2 災害発生後も途切れることなく、患者が生活を継続するために必要なサービスを安定的に提供できる体制づくりを行う。
- 3 災害時に早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施できるように、必要な資源（人員、設備、資機材等）や対策を事前に定め、災害発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。
- 4 平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指していく。患者及び利用者を含めた家族や地域の関係者と平常時から災害時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりを推進する。

### 2 事業継続計画の基本方針

医療法人社団 芳尚会（以下、当法人という）の災害発生時における防災・業務継続計画は、以下の基本方針に基づいて行うものとする。

また、当法人における災害発生時及びそれに備えた平時の具体的な行動計画として法人の「防災・業務継続計画」（以下、医院BCP）を策定する。

#### 基本方針

- (1) 患者及び利用者、家族をはじめとする法人全構成員及び来訪者の身体、生命の安全確保
- (2) 当該災害の対応業務として保健医療の実施による社会貢献
- (3) 地域社会との連携、地域社会への貢献
- (4) 周辺地域への支障(二次災害としての火災の発生、病原体、有害物質等の流出等)の防止
- (5) 重要な医療・教育の情報及び施設、設備の保全と環境の早期復旧

### 3 推進体制

役割	役職	備考
事業所内BCP勉強会	管理者	年1回
法人外BCP研修会への参加の促進	管理者	適宜
備品の整備、確認	担当者	年1回
災害時利用者一覧表の作成・保管	各自	年2回
災害時の連絡体制の整備	管理者	年1回再確認
災害時のライフラインの継続体制の整備	法人担当者	電気・ガス・水道

### 4 リスクの把握

別紙2 ハザードマップに記載

### 5 被災想定

※令和元年台風19号や震度6以上の大規模地震を参考

交通被害：久慈川等の河川付近での道路の寸断、橋梁の崩落、鉄道の不通

：土砂災害危険区域の道路の遮断

ライフライン：水道の停止・停電

通信：大規模災害による、一時的な通信の不通

感染症：新規の感染症の蔓延

### 6 自施設で想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目
電力	自家発電（病棟屋上）		復旧		
水道	非常用ペットボトル・山の水（左貫）			自衛隊による物資の到着	
ガス	業者に復旧依頼（プロパンガス）			自衛隊による物資の到着	
生活用水	非常用ペットボトル・山の水（左貫）			自衛隊による物資の到着	
飲料水	非常用ペットボトル・山の水（左貫）			自衛隊による物資の到着	
食料	備蓄食料（富士産業手配）			自衛隊による物資の到着	
携帯電話	不通・緊急連絡方法			復旧	

自衛隊、自治体による物資とともに、当院でも食料、水分の確保は行う。

### 7 危機事象発生時の対応体制

#### 7.1 災害対策本部

当法人が設置する災害対策本部は、法人全体としては「吉成医院支部」と位置づけされる

#### 7.2 災害対策本部の設置基準

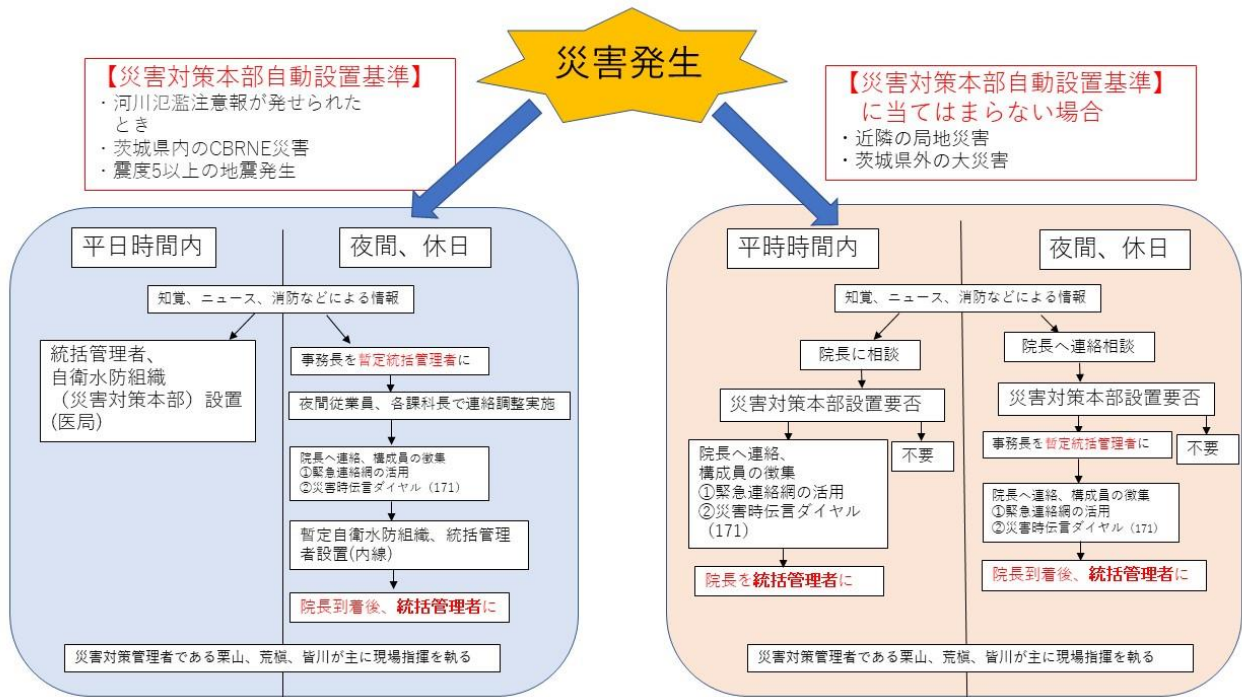
- (1) 災害発生時には、管理権限者（院長）が災害対策本部の設置を判断する。管理権限者不在時には、院長補佐が判断する。
- (2) 本事務機構に吉成医院災害対策本部が設置され、当院に吉成医院支部の設置の指示があった際にはその指示に従い、災害対策本部を設置する。

(3) 管理権限者が必要と判断した場合。

### 7.3 自動設置基準

以下の場合には、管理権限者の判断を待たずに本部構成員は災害対策本部を設置する。

- ① 大子町震度6弱以上の地震や、大型台風による浸水など大規模自然災害が発生した場合。
- ② 災害発生時の対応は下記フロー図に従うこととする。



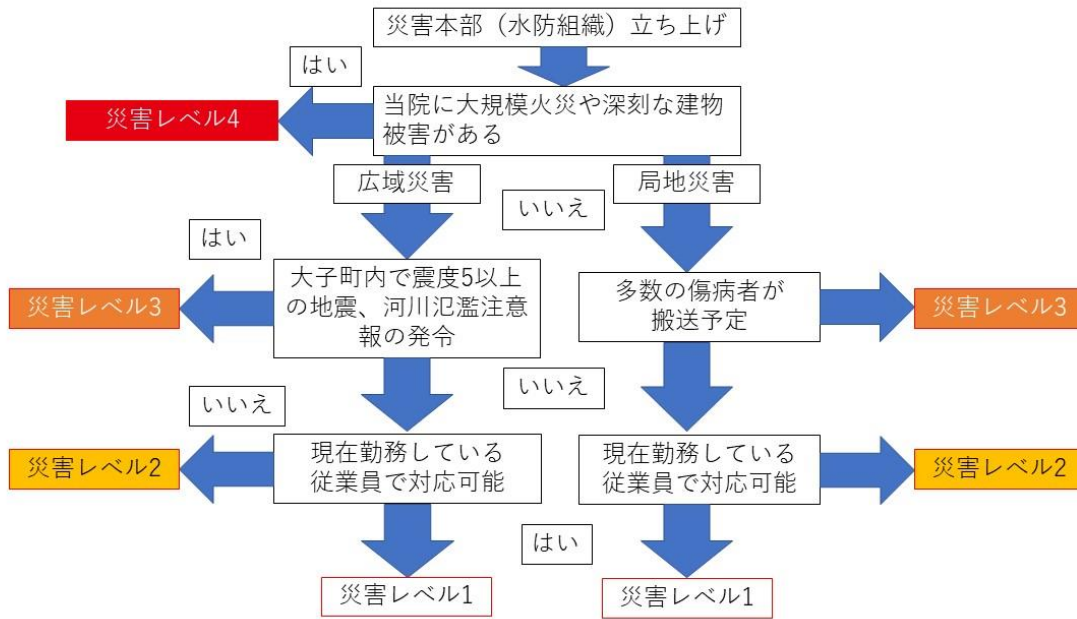
災害対策本部自動設置基準について (図1)

※CBRNE 災害：化学 (chemical)・生物 (biological)・放射性物質 (radiological)・核 (nuclear)・爆発物 (explosive)による災害

### 8 災害発生時の人員招集について

災害レベル	召集される災害対策構成員 (災害対策本部)	招集方法	
		広域災害 (大子町での河川氾濫注意報、震度5以上の地震)	局地災害等
レベル4	災害対策本部構成員一覧全員	①自主登院 ②本部構成員による招集 ③本部構成員専用問い合わせ窓口を設置、本部構成員が問い合わせる	
レベル3	災害対策本部構成員一覧全員	①自主登院 ②本部構成員による招集 ③本部構成員専用問い合わせ窓口を設置、本部構成員が問い合わせる	
レベル2	管理権限者が必要と判断したもの		当該本部構成員個人に連絡
レベル1	管理権限者が必要と判断したもの		当該本部構成員個人に連絡

災害レベルの設定については次ページ図 2 を参照する。



災害レベルの設定について（図 2）

### 8.1 災害対策本部の人員参集

人員の参集が必要な危機事象が発生した場合、参集要因は、家族、家庭、家屋の安全（又は避難所等の家族の居所）を確保したうえで交通の危険個所を避け、速やかに参集する。

※ただし、夜間に発生した場合は無理に移動せず、明るくなってからの行動でよい。悪天候で移動が困難な場合にも無理な移動は行わないでよい。これらの場合は可能な限り移動できない旨を災害対策本部に連絡する。

### 8.2 「大子町内で震度 6 以上の地震が発生した時」

管理権限者をはじめ災害対策本部を構成する全職員が自らの安全を確保するとともに、家族の安否を確認し、安全を確保できたときには、交通手段等により移動困難な場合を除き災害対策本部に参集する。

### 8.3 「大子町内で震度 5 強の地震が発生した時」

「大子町内で震度 5 強の地震」が発生し、管理権限者が参集を決定した際には、災害対策本部は緊急連絡網（夜間緊急連絡網）を使用し、地震情報の伝達を行う。連絡を受けた参集要因は、直ちに当院に参集し、被害状況等の情報を収集し、必要な対応を開始する。

### 8.4 BCP 廃止基準

災害対策本部は次の場合に廃止する。

- ・災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・その他総括管理者が必要なしと認めた場合

## 9 優先業務

### (1) 優先業務

優先する事業：外来/入院業務・居宅介護支援事業

当座停止する事業：デイケア（通所リハ）・ショートステイ・訪問リハビリテーション

### (2) 当院の優先業務

## 発災後1時間以内に行うこと

患者治療、人命救助を最大限優先

・消火、救出 火災消火活動	・・・直ちに	エレベーターの状況確認	・・・直ちに
・初動 震度、被害状況の確認	・・・直ちに	建物被害確認	・・・直ちに
院内放送、避難誘導	・・・直ちに	職員安否確認	・・・直ちに
危険個所の安全確認	・・・～20分		
患者状況の把握 人工呼吸器患者確認	・・・直ちに	中断できない診療治療継続	・・・直ちに
院内状況確認 インフラ被害状況確認（電気、ガス、水道）		医療ガス設備状況確認	・・・直ちに
医薬品状況確認	・・・直ちに	医療機器状況確認	・・・直ちに
自家発電機作動確認	・・・直ちに	通信手段情報状況確認	・・・直ちに
体制構築 災害対策本部の設立、招集	・・・～20分		
対応方針決定（トリアージ、患者受け入れ、事業継続性の判断）	・・・～1時間		

## 発災後1時間～6時間に行うこと

### 患者治療、人命救助を最大限優先

#### 安全確保（1時間～）

危険個所への侵入防止対策  
県庁（県防災、危機管理課）への連絡、連携

被害拡大防止  
連携

#### 医療基盤維持（1時間～）

CT-XP撮影  
心電図検査

血液検査

#### 調達（1時間～）

自家発電燃料確認、調達手段確保  
緊急飲料水確認、調達手段確保  
医薬品の確認、調達手段確保

非常食在庫確認、調達手段確保  
医療機器の状況確認、調達手段確保  
医療用ガス状況確認 調達手段確保

#### 多数傷病者受け入れ体制確保（1時間～）

トリアージ開始  
転院調整

病床状況の確認  
重症患者への対応

#### 応援要請（1時間～）

県防災、危機管理課、郡医師会に応援要請  
院外DMAT受け入れ

## 発災後6時間～24時間に行うこと

### 患者治療、人命救助を最大限優先

#### 食事

非常食配布

流動食等特殊食対応

#### 緊急医療

トリアージ実施  
中等症患者対応  
死亡患者対応

重症患者対応  
軽傷患者対応

#### 避難者、帰宅困難者対応

避難所への移動経路確保  
避難所への誘導

#### 重傷者搬送

搬送先との調整  
搬送手段確保

搬送先の確保  
救急車動線確保



# 発災翌日以降に行うこと

## 患者治療、人命救助を最大限優先

ライフラインの維持、復旧 エレベーター復旧（24時間～） ガスの復旧、ガスコンロ等代替手段（24時間～）	水道復旧、代替手段の行使（24時間～）
患者へのケア 意思疎通困難、体動困難患者へのケア	患者への処置の再開
勤務基盤確保 非番者の安否確認、招集 毛布の対応	仮眠スペースの設置 勤務ローテーションの指示
診療再開 急を要する患者の診療再開 医療物品の滅菌	患者受け入れ
遺体の確認 死亡確認 安置	診断書作成 引き取り手続き

### (3) 当院職員の出勤状況による優先業務

出勤率	出勤 30%	出勤 50%	出勤 70%	出勤 90%
業務基準	通常業務は行わず、優先順位の高い入院患者、利用者から安否確認を行う。	優先順位の高い者から安否確認を行う。通常業務を一部休止。	優先順位の高い者から安否確認を行う。通常業務に近づける。	優先順位の高い者から安否確認を行う。通常業務を実施。
新規入院	休止	重症度に応じて	極力対応する。	通常業務どおり。
食事の回数	減少	減少	3食	3食
食事介助	必要なものに介助	必要な者に介助	必要なものに介助	通常業務どおり
排泄介助	必要なものに介助	必要なものに介助	必要なものに介助	通常業務どおり
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	通常業務どおり
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	通常業務どおり

#### (4) 発災直後の初動

##### ・各部署の長

- ①各部署内の点呼（組織図等を使用し点呼。部署内の負傷者の有無を把握）。
- ②災害対策本部（管理権限者、代行者いずれか）に 15 分以内に負傷者の有無、程度を報告。  
二次被害の想定、災害が続いている場合には災害対策本部に発災報告を行い速やかに避難指示等必要な指示を出す。
- ③1 時間以内に安否が取れない人員のリストを災害対策本部に提出。  
以降、定時での負傷者、安否確認の結果組織図を参照に報告する。
- ④以下の場合には患者の避難を最優先とする。
  - ・吉成医院での火災、及び火が燃え移る可能性の高い場合
  - ・吉成医院入院施設の倒壊、および倒壊の可能性が高いと想定される場合

速やかに避難場所へと患者を移動させること。避難場所は別紙 1 を参照  
なお避難行動は職員の安全確保に努めつつ行うこと。

- ⑤以下の場合には近隣医療施設への転院を優先とする。
  - ・長期間に渡って医療機関機能が維持できず、患者の治療継続が困難であると判断された場合
  - ・備蓄食料が物流復帰までに尽きてしまい、確保することが困難である場合
  - ・患者の健康を著しく損ない維持できないと判断される場合
  - ・より専門的な治療が必要となった場合

速やかに転院要請を近隣医療機関等に行い患者の病状の悪化を防ぐための行動を行うこと。  
連絡した医療機関等がいずれも受け入れ困難である際は直ちに救急要請を行う。  
やむを得ない理由で当院での治療を継続する場合は患者家族への説明を行うこととする。

## 10 職員教育と訓練

職員への教育と訓練は、下記により実施する。

区分	項目	概要	対象者	頻度
研修	災害の一般的知識 事業継続計画の研修	想定される災害知識の習得 家庭での防災対策 個別避難計画の理解 緊急時の連絡方法の周知	全員	年 1 回
検討会	災害を想定した情報共有・事例検討会の開催	利用者一覧表や優先順位の高い 利用者の情報共有 災害に関する事例検討の実施	全員	年 1 回
訓練	施設内避難訓練	施設で実施する避難訓練への参加	全員	母体施設の 計画（年 2 回）に 準ずる。
	消防訓練	消火器や消火栓を使った訓練へ参加	全員	
	救命救急訓練	応急処置（救急救命法・AED 操作） について学ぶ	全員	適宜

## 1.1 BCPの検証・見直し

事業継続計画（BCP）を現実的な計画とするため、訓練の結果を反映させ、情報の収集、各機関との連携の強化を図り、年に1回以上の見直しをはかるとともに、修正点など次年度の勉強会において職員に周知する。

## 1.2 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策

事業所は、下記のことについて取り組み(見直し)を行っていく。

#### 人が常駐する場所の耐震措置

建築	対応策
建物（柱）	補強工事
建物（壁）	補強工事

#### 設備の安全対策

場所・設備	対応策	備考・点検
書庫	転倒防止器具で固定	年2回固定状況を確認
PC・プリンター	落下防止のために器具で固定	施設管理担当実施
車両	水害対策のため高台に駐車する	施設管理担当実施
消火器設備	定期点検や設置場所の確認を行う	年1回 ミナト防災実施

### (2) 水害対策 ※浸水の危険性の確認・事業所の建物の破損の確認・周辺状況の確認

内容	対応策
ハザードマップの確認	水害危険区域の確認（居宅介護利用者宅・医療機関・介護サービス事業所）。
医療機関・サービス事業所	水害時の事業継続対策について確認し、被災時の対応方法を事前に確認する。
道路の遮断	利用者宅への道路が遮断されたときの代替経路の確認。
建物・設備等	確認事項： 外壁の欠損、留め具の確認・防水扉の異常の確認。 窓ガラスの飛散防止対策・周囲に倒れそうな樹木がないか。
河川氾濫時の準備	PC・保管書類等は水害時にも紛失しないように高所に保管する。

### (3) 電気・ガス・水道・通信・システムが止まったときの対策

稼働させる設備	対応策
電気：非常用電源	非常用電源の確保。 病棟屋上の自家発電機の稼働方法の確認。 自動車のシガーソケットから電源をとるためのコードの準備。
電気：自家発電設備	燃料は災害時連携している鈴木石油を利用し給油。
飲料水：備蓄・給水車	3日分の飲料水として2ℓのペットボトルを1人3本備蓄する。 水道が長期的に断水するときには、給水車等より確保する。 給水車から運ぶためのタンクを用意する。
生活用水：左貫吉成邸の山の水を利用する	左貫の吉成邸の生活用水を運搬する。 簡易トイレ等を活用し、水の使用量を削減する。
通信：電話・インターネット	電話が不通となった場合のために、自治体が提供している緊急電話を活用する。 職員間は災害時アプリ等を活用し、連絡ができる体制をつくる。
システム：	PCの利用ができない場合に備え、利用者の情報等については、紙での保管をし、閲覧可能な状況を確保する。 データの保存のために、年2回以上バックアップをとる。

※停電時に最優先する機器

- ・人工呼吸器、喀痰吸引機器等の生命を守るための機器

### (4) 衛生面（トイレ等）の対策

対応策
被災に備え、簡易トイレを常備する。 長期化する場合には仮設トイレを設置する。 トイレトーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等は余裕をもって在庫を持つ。 生活用水は貯水槽や非常用井戸より水を確保する。
排泄物等は、ビニール袋等で密封し、衛生面に留意して隔離・保管する。

### (5) 必要品の備蓄（飲料・食品・医薬品・日用品等）

別紙3 備品チェック表のとおり

### (6) 資金手当て

- ・損害保険 東京海上日動火災保険に加入（時価ではなく再調達価額での支払保険金）。
- ・当座の資金は吉成医院の外来・入院費の窓口収入売上から借用。
- ・当座の現金約20万円を吉成医院事務にある金庫内に常時保管する。

## 1.3 緊急時の対応

### (1) BCP発動基準（自然災害）

大規模もしくは自事業所周辺の局地的な災害が発生し、吉成医院のサービス提供に影響が及ぶことが想定される場合。

#### 【地震】

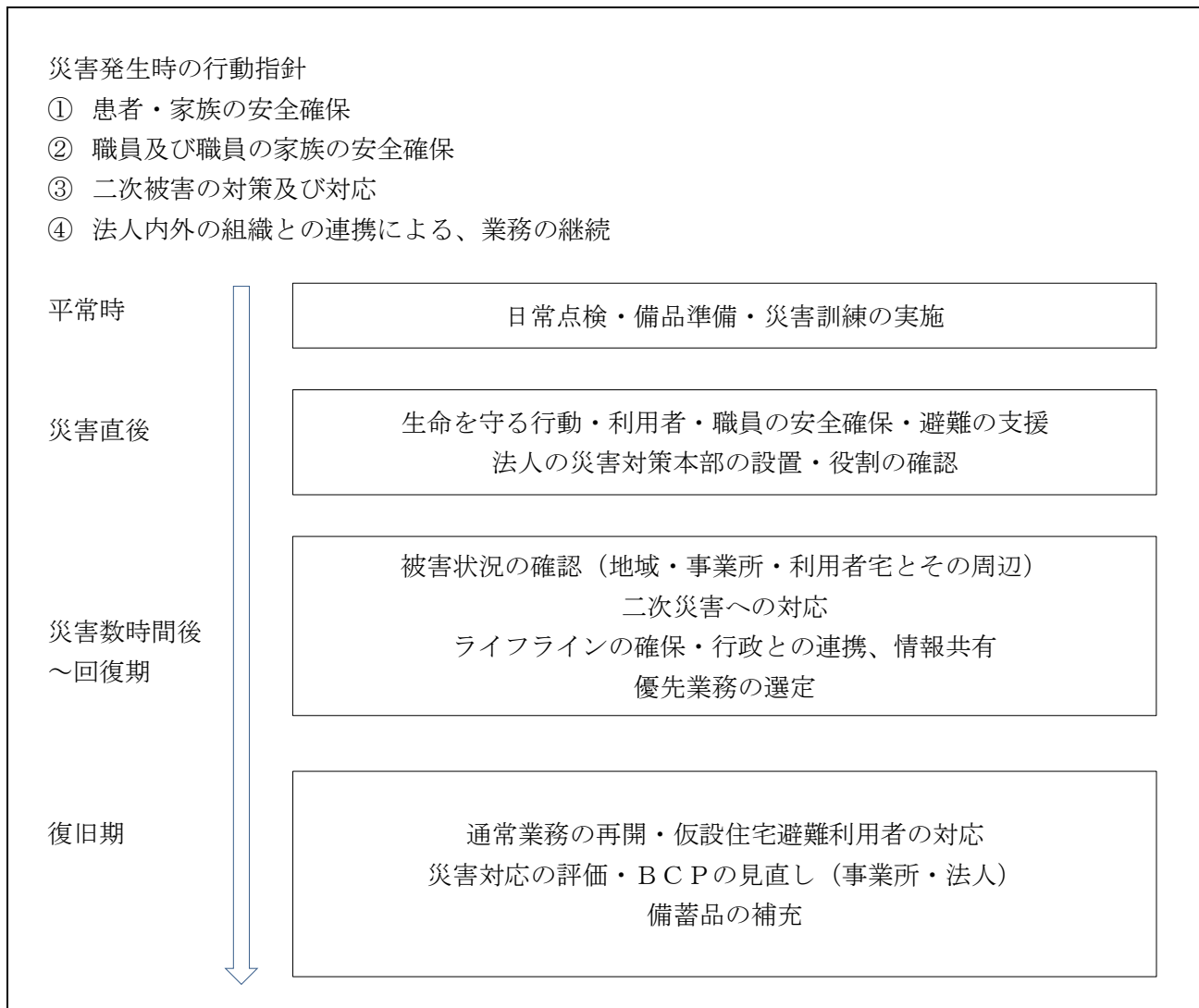
地域内で震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、管理者が必要と

判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動する。

### 【水害】

大雨警報や洪水警報、台風等により河川氾濫注意報が発せられたときにBCPを発動する。

## (2) 行動基準



## (3) 災害時の対応体制

災害対策本部：法人全体の災害対応の拠点であり、全体の指揮を行う。

避難誘導班：入居者の避難の支援を行う。

情報収集伝達班：行政や防災機関等と連絡をとり支持を仰ぐとともに、必要な支援や物資等を伝える。

救護班：負傷者の応急手当や、救急搬送等の対応をする。

施設管理班：施設、災害対策本部活動の維持に必要な物品の管理、補給、配布等を行う。

緊急時対応体制の拠点となる候補場所

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
法人災害本部の設置場所 (旧病棟2階居宅介護相談室)	旧棟2階研修室	病棟2階スタッフ休憩室

#### (4) 居宅介護支援事業所利用者の安否確認

災害時利用者一覧表に記載された、安否確認の優先順位が高い利用者から電話・訪問等による安否確認を行う。訪問する際には、2次災害の可能性がないこと、利用者宅までの道路状況等を把握し、確実に安全であることを確認できてから訪問をする。

職員や職員の家族が被災した場合には、非番の職員に安否確認の協力を依頼し、早期に全利用者の安否確認をする。

#### (5) 職員の安否確認と参集基準

職員や職員の家族の安否確認を行い、業務可能な職員数を把握する。職員の安否確認の方法については、電話やメール、SNS、災害アプリ等複数の手段を事前に用意しておく。

通信が不通となった場合の自主参集場所を平常時より決定し、事業継続に支障があると想定される災害が発生した場合に参集する。また職員自身や職員家族が負傷した場合、自宅が被災した場合については、参集しなくてもよい。

##### 災害ごとの参集基準

地震：震度5程度の揺れがあった場合。

河川の氾濫：50cm以上の浸水が想定される場合。

その他、事業継続に支障のある自然災害が発生した場合。

#### (6) 施設内外の避難場所

	施設・事業所内避難場所	施設・事業所外避難場所
避難場所	吉成医院 第二駐車場 (地震)	① まいん (火災・河川の氾濫) ② 大子町役場 ( " )
避難方法	非常口を利用し避難	※避難経路 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span>

#### (7) 重要業務の継続

(1) 患者・職員の安全を最優先し、電話・訪問等の手段で安否確認を行う。

負傷者や家屋の被害があった場合には避難所等への移動の支援や移動のための応援派遣依頼を行う。

(2) 災害や町内の被災状況の把握を行う。テレビやラジオ、インターネット等からの情報や、行政、地域包括支援センター等への問い合わせを行い、災害についての正確な情報を情報班が収集する。

(3) 各医療機関、介護施設等の被災状況及び、サービス継続の状況を把握し、職員で情報共有するとともに、必要に応じてサービスの代替手段を検討する。

(4) 事業継続のためのライフラインについては、法人内の災害本部と連携し、電気・ガス・水道・通信等の確保に努める。

## (8) 職員の管理・勤務シフト

休憩場所	宿泊場所
当直医用 宿直室（2階 3室）	当直医用 宿直室（2階 3室） 左貫 吉成邸

### 【災害時の勤務シフト原則】

基本的には通常通りの勤務時間、勤務日数に準拠する。勤務できる職員数が少ない場合も、7日以上  
の連続した勤務がないように勤務シフトを組む。

## (9) 復旧対応

「建物・設備の被害点検シート」及び「業者連絡先一覧」は **別紙4** **別紙5** のとおり。

破損個所の確認。

被害のあった個所の写真を撮り、記録をする。

建物・設備の保守管理業者等の連絡先をリスト化しておく。

業者連絡先一覧の整備

医療機関やガソリンスタンド等は平常時から災害時の対応方法を取り決めておく（別紙5）

各種業者の連絡先を一覧化し、非常時に連絡できるようにし、円滑に復旧できるようにする。

## 1.4 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には「地域住民からの支援」そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、3年に1回は合同で避難訓練を実施するよう努める。

## 1.5 関係機関との連絡体制

- 太子町役場 0295-72-1111（代表）
- 太子町役場総務課 0295-72-1114（直通）
- 地域包括支援センター 0295-72-1175（直通）
- 太子町消防本部 0295-72-0119（代表）
- 太子警察署 0295-72-0110（代表）
- 福祉課 高齢介護担当 0295-72-1135（代表）
- 健康増進課 0295-72-6611（代表）

## 1.6 居宅介護支援固有事項

### 1 平常時の対応

- (1) 災害時に安否確認が必要な利用者を災害時利用者一覧表で取りまとめ、事業所内で情報共有を行う。
- (2) 緊急連絡については電話だけではなく、メールや災害アプリの活用により、複数の手段を準備する。
- (3) 利用者の服薬情報は常に最新のものに更新し、災害時には医療機関等へ提出できるようにする。また利用者・家族へ避難時には「お薬手帳」を持参するように伝える。
- (4) 利用者個人々々の避難所、避難方法を事前に検討し、利用者・家族・サービス事業所、地域の支援者等と情報を共有する。
- (5) 地域の避難所等の情報を把握し、行政や地域包括支援センター、防災機関、自治会等とのネットワークを構築する。

### 2 災害が予想される場合の対応

- (1) 地域の介護サービス事業所の災害発生時のサービス休止基準を把握し、利用者・家族と情報共有する。また、サービス休止時の対応について、事前に協議し対策をたてる。
- (2) 自事業所が被災した場合を想定し、法人内の他事業の職員の応援体制について整備する。また法人内での対応が困難なときに、行政や他法人の協力が得られる体制を構築する。

### 3 災害が発生した場合の対応

- (1) 入院患者や家族の安否確認を行うとともに、職員や職員の家族の安否確認を行う。
- (2) 職員の出勤可能状況により、9 優先業務 (2) 職員の出勤状況による優先業務のとおり可能な範囲の事業継続を行う。
- (3) 利用者が利用している医療機関や介護サービスの事業継続状況を把握し、休止している場合には必要なサービスが継続できるように代替手段の提案を行う。
- (4) 自事業所が被災し、業務継続が困難なときには、法人内の事業所や、行政及び他法人の協力を仰ぎ、利用者に支障がないように調整を行う。

### 4 災害時の利用者の安否確認のポイント (アセスメント)

- (1) 生存の確認
- (2) 身体状況の確認
- (3) 生活環境の確認
- (4) 緊急対応の必要性の確認 (一般避難所・福祉避難所等への移動、緊急入院・入所の必要性)
- (5) 継続が必要な治療が実施できるかの確認



#### (4) 水防体制・活動

別紙「災害対策本部の編成等」及び「災害対策本部の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大子町に大雨洪水注意報発表</li> <li>・ 久慈川の水位（下野宮水位観測所）が<b>氾濫注意水位</b>に達したとき 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> </ul>	情報班収集 伝達係
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大子町に大雨洪水警報発表</li> <li>・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）</li> <li>・ 久慈川の水位（下野宮水位観測所）が<b>避難判断水位</b>に達するおそれがあるとき 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水をはじめとする気象に関する情報収集</li> </ul>	情報班収集 伝達係
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する資器材の準備</li> </ul>	避難誘導 担当
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院者の家族等への事前連絡</li> </ul>	情報班収集 伝達係
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民への事前協力依頼</li> </ul>	情報班収集 伝達係
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の避難誘導</li> </ul>	避難誘導 担当
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大子町に大雨特別警報発表（警戒レベル4）</li> <li>・ 避難勧告等の発令</li> <li>・ 久慈川の水位（下野宮水位観測所）が<b>避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位</b>に達したとき</li> <li>・ 危険の前兆を確認 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 要配慮者以外の利用者、従業員の避難誘導</li> </ul>	避難誘導 担当

※自力避難が困難な方については、基準にとられることなく早めの避難を想定しておく。

※例として、久慈川水位を判断基準とする場合を示している。

※台風 19 号の影響により、一部の水位観測所では、堤防の被災状況を考慮した暫定基準水位にて、水防警報および水位情報が発表される。

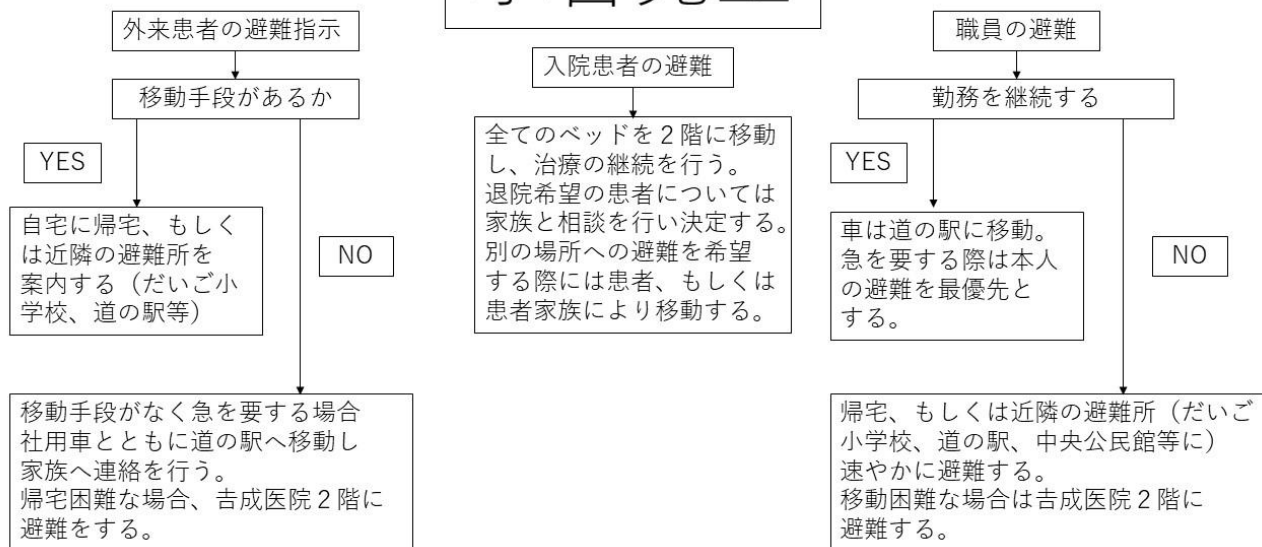
(参考)

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
久慈川	下野宮	2.60m	2.80m	3.10m	3.40m
	久慈川橋	3.30m	3.70m	4.10m	4.50m
	下津原橋	4.70m	5.00m	6.20m	6.70m
押川	上岡	1.90m	2.10m	2.70m	2.80m

(引用) 大子町避難勧告等の判断・伝達マニュアル(R1.9月改定) P.3

水害発生時の対応については次ページフローチャートを参照する。

# 水害発生



## 【注意報・警報の基準】

種 類	発表基準
【警戒レベル2】 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき (目安：30mm/時間、表面雨量指数 9、土壌雨量指数 71)
【警戒レベル2】 洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
【警戒レベル3】 相当 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき (目安：50mm/時間、表面雨量指数 23、土壌雨量指数 104)
【警戒レベル3】 相当 洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
【警戒レベル5】 相当 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき ※洪水に関する特別警報は発表されない。 (目安：3時間降水量 116mm 又は 48時間降水量 277mm)

※括弧 ( ) 内は、常陸太田市の発表基準（目安）を示している。

## 【河川被害に関する避難勧告等の発令基準】

避難勧告等については、次のいずれかに該当する場合に発令するとともに、避難が必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は、住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。

区 分	発令基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者 等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</li> <li>・水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、当該観測所の地点上流に設置されている水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>・軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>・異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）又は受持区間の危険箇所において浸水被害が発生するおそれがある水位に到達した場合</li> <li>・異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</li> </ul>

※2019年の出水期（6月頃）から、避難勧告及び避難指示（緊急）は【警戒レベル4】で統一することになりました。

## 災害対策本部の編成等

### （災害対策本部の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害対策組織を編成するものとする。

2 災害対策組織には、**統括管理者を置く。**

- ・統括管理者は洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

代行者①	代行者②	代行者③
栗山 洋一	荒槇 大子	皆川 有子

4 災害対策組織に、担当班を置く。

- (1) 班は、**情報収集伝達班及び避難誘導班**とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。
- (3) 防災組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

### (災害対策本部の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する従業員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権限者は近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (災害対策組織の装備)

第3条 管理権原者は、災害対策組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 災害対策組織の装備品は、次の「災害対策組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 災害対策組織の装備品については、管理権限者が保管して必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

#### 災害対策組織の装備

任務	装備品
情報収集伝達班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）、 照明器具（懐中電灯、投光機等） 等
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等）、入院患者カルテ、誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料、ロープ 等



# 吉成医院 災害対策組織図

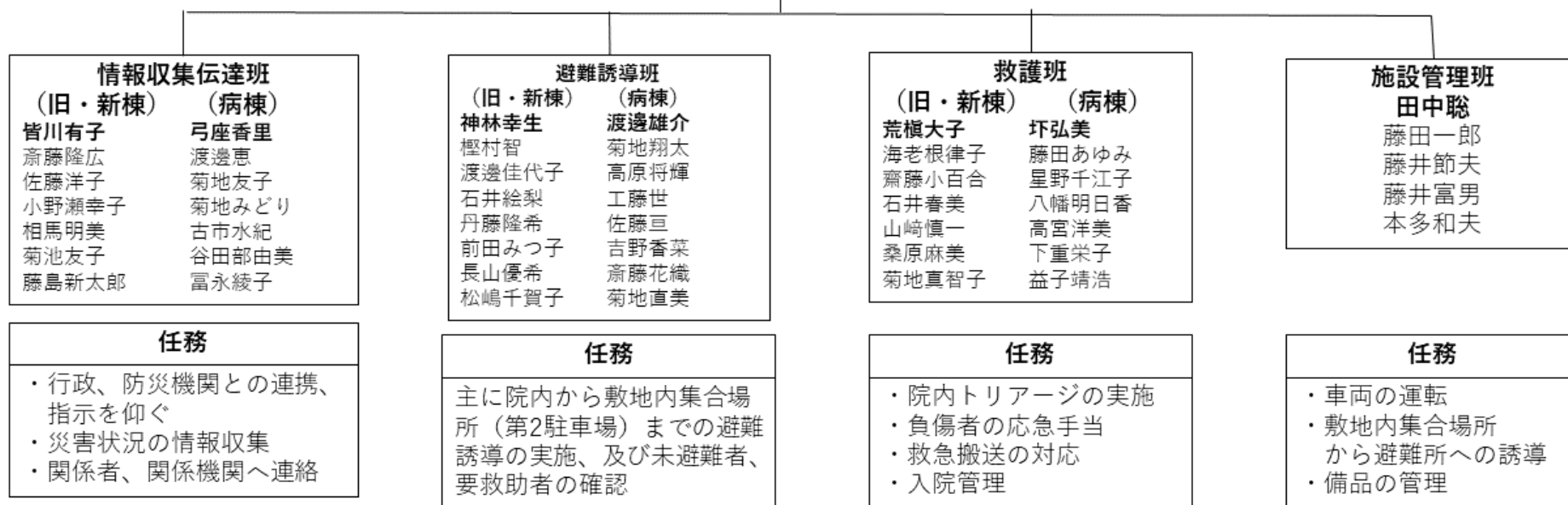
2023/04 現在

## 目的と適用範囲

この計画は、洪水・大規模地震などの災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことはここに勤務し、出入りするすべてのものが守らなければならない

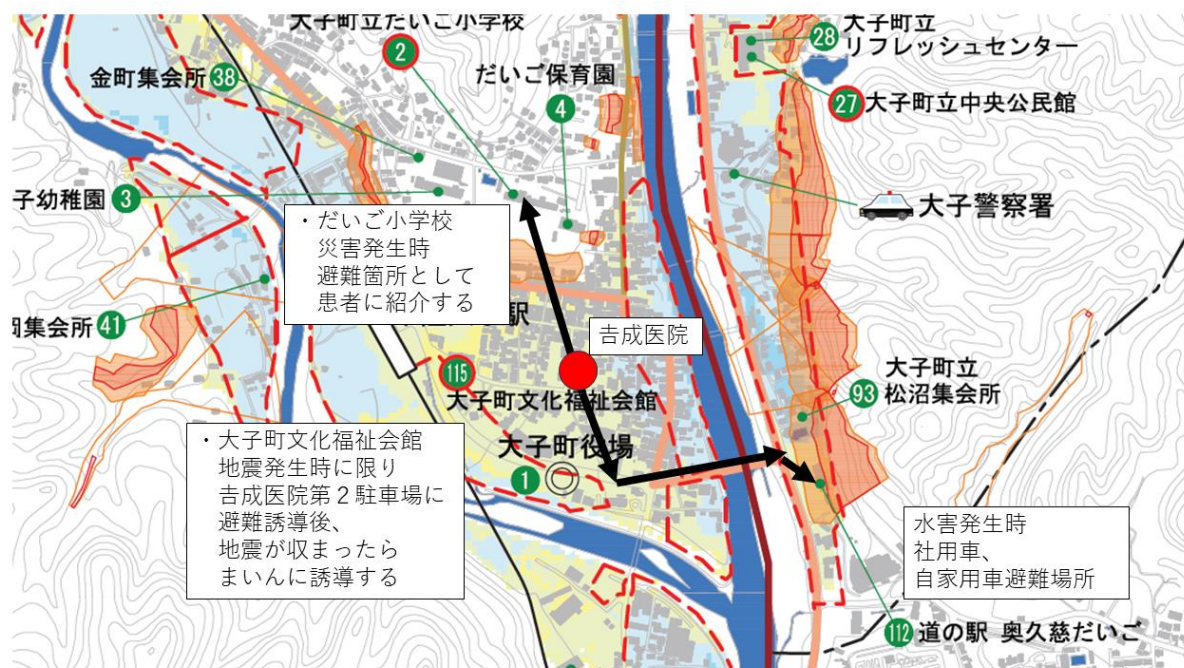
## 災害対策組織の編成及び任務

<b>管理権限者（総括管理者）</b> 吉成 尚	災害対策活動の指揮統制、 状況の把握、情報内容の記録
総括管理者 持地 代行者 栗山	現場レベルでの指揮や権限を 災害対策管理者に付与する



避難経路図

避難場所	(2) 大子町立だいご小学校 (112) 道の駅 奥久慈だいご
経路中の危険箇所	○大子町文化福祉会館・・・慈泉堂病院付近の狭い車道 ○旧大子町役場・・・旧役場前 国道461号線の横断



※避難経路は、2ルート以上を想定  
 水害発生の可能性が著しく高い場合は業務を終了し避難誘導に努め、患者・従業員の安全確保を最優先とする。  
 送迎利用、移動困難な患者は社用車にて「道の駅 奥久慈だいご」に避難することとする。





備品チェック表

別紙3

飲料・食品

品名	数量	保管場所	担当・点検
ドライ米	50 食	病棟屋上階	病棟屋上分は吉成医院栄養科・年1回確認 消費期限があるものは買い替えをする
おかゆ	180 食	栄養科事務所	
飲料水	2×30	病棟屋上階	
筑前煮	50 パック	病棟屋上階	
レトルトカレー	30 パック	病棟屋上階	
味噌汁	400 パック	病棟屋上階	
きんぴらごぼう	50 パック	病棟屋上	
ハンバーグ	50 パック	病棟屋上	
サバの味噌煮	50 パック	病棟屋上	
杏仁フルーツ	12 缶	病棟屋上	
ツナ缶	48 缶	病棟屋上	
サンマ缶	60 缶	病棟屋上	

職員用備蓄食

品名	数量	保管場所	担当・点検
カセットコンロ	1 個	居宅介護支援事業所 応接室	居宅介護支援事業所 応接室、旧栄養科更衣室 分は居宅介護支援事業所 所長、藤島が年に1回確認 消費期限があるものは買 い替えをする
ガスボンベ	2 個	居宅介護支援事業所 応接室	
飲料水	2×30	居宅介護支援事業所 応接室	
カップラーメン	96 食	居宅介護支援事業所 応接室	
クラッカー	66 食分	旧栄養科更衣室	
アルファ化米	50 食分	旧栄養科更衣室	
飲料水	2L×216 本	旧栄養科更衣室	

医薬品・衛星用品・日用品

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
消毒剤	2本	5年	病棟2階	施設管理班・年1回確認
脱脂綿	2個	5年	病棟2階	
絆創膏	2個	5年	病棟2階	
包帯	5個	5年	病棟2階	
マスク	100枚		倉庫	
ウェット ティッシュ	5個	5年	病棟2階	
フェイスガード	5個		病棟2階	
手指消毒液	2本	3年	倉庫	

備品

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
紙皿	100枚		病棟屋上階	施設管理班 者・年1回確認
ラップ	5個		病棟屋上階	
カセットコンロ	1台		倉庫	
電池	適量		病棟屋上階	
ストーブ	2台		倉庫	
ブルーシート	大2枚		ガレージ	
大子町ゴミ袋	500枚		病棟屋上階	
ポリタンク	5個		ガレージ	
毛布	5枚		当直室	
携帯用拡声器	1個		事務受付	
携帯電話用バッテリー	1個		事務受付	

飲料、食料については吉成医院病棟、居宅介護支援事業所の2か所に設置。

備品定期確認担当・・・施設管理担当者

備品担当	施設管理担当
吉成医院病棟 飲料・食品管理	栄養科
居宅介護支援事業所応接室 旧栄養科更衣室 飲料、食品管理	神林・藤島
吉成医院病棟、ガレージ、倉庫 備品・医薬品	施設管理班

## 建物・設備の被害点検シート

対象	状況	対応／特記事項
躯体被害	重大 ・ 軽微 ・ 被害なし	
エレベーター	利用可能 ・ 利用不可	
電気	通電 ・ 停電	
水道	利用可能 ・ 利用不可	
電話	通話可能 ・ 通話不可	
インターネット	通信可能 ・ 通信不可	
ガラス	破損 ・ 破損なし	
キャビネット	転倒 ・ 転倒なし	
天井	落下あり ・ 被害なし	
床面	破損あり ・ 被害なし	
壁面	破損あり ・ 被害なし	
照明	破損あり ・ 被害なし	

## 緊急時連絡先一覧表

工 事 名	会 社 名	住 所	担 当
建 築 工 事	(株)田村工務店	水戸市備前町 6-43 TEL 029-226-4141 ☎080-5050-5001	坂場寿英様
電 気 工 事	根本電興(株)	常陸太田市国安町 1284-1 TEL 0295-53-1533 ☎090-3149-2203	臼井様
衛 生 設 備 工 事 ( 水 回 り 含 む )	暁飯島工業(株) (和光)	水戸市千波町 2700-5 TEL 029-244-5111 ☎090-2753-2779	石田 (浅野) 様
空 調 設 備 工 事	暁飯島工業(株)	水戸市千波町 2700-5 TEL 029-244-5111 ☎080-1314-8765	石田様
昇 降 機 工 事	(株)日立ビルシステム	水戸市三の丸 1-4-73 TEL 029-226-2277	渡部様
金 属 製 建 具 工 事 ( 自 動 ド ア )	ナブコシステム(株)	水戸市河和田 1-2425 TEL 029-254-3121	川松様
医 療 ガ ス 配 管 工 事	(株)サイサン	つくば市東光台 1-6-1 TEL 029-847-1022 080-3077-1638	西條様 小林様 080-3077-1714
厨 房 機 器 工 事	日本調理器(株)	水戸市見和 1-300-71 TEL 029-255-0120 ☎090-2320-3347	斎藤様
テレビ・テレビアーム	総合メディカル(株)	東京都品川区大崎 1-11-1 TEL 03-5740-8781	江口様
介 護 浴 槽	酒井医療(株)	千葉県白井市平塚 2668-3 TEL 047-497-3691 ☎080-2053-4341	野口様
星 医 療 機 器	酸素(医療)	福島県郡山市田村町 金屋字上川原 199-1 TEL 024-956-1800	近藤様 080-3667-6809 猪俣様 080-4213-3616
プロパンガス給湯設備	榊材木店	大子町大子 6 4 4 Tel 0295-72-0175 ☎090-5532-1637	榊様
電気工事 (緊急) 停電時など	(株)桐原電気管理	那珂市古徳 183 TEL 029-296-3033	桐原純一様 090-2428-8762 桐原鉄平様 080-6637-9125
給油	長山石油 鈴木石油 (災害時)	大子町大子 837-1 大子町北田気 735-1	0295-79-1722 0295-79-0066

## 発災時報告【部署共通】

震度 5 強以上の地震が発生した際、発災後 15 分以内に提出してください。

※印の者は必須事項となります。

※報告時刻 ( )

※所属部署 ( )

※報告者名 ( )

※連絡先 ( P H S、内線 ) ( )

※人的被害 ( あり ・ なし )

人的被害の概要

※建物被害、ライフラインの状況 (水道、電気等) ( あり ・ なし )

被害状況の概要

本部への連絡事項

対応依頼     人員要請     その他

連絡事項の概要

## 定時報告【部署共通】

※印の者は必須事項となります。

※報告時刻 ( )

※所属部署 ( )

※報告者名 ( )

※傷病者 なし 職員 患者 その他

傷病者の詳細

設備異常

火災 電気 水道 建物 内線 インターネット その他

設備異常の詳細

本部への連絡事項

対応依頼 人員要請 その他

連絡事項詳細

## 定時報告【居宅介護支援事業所】

※印の者は必須事項となります。

※報告者名 ( )

※利用者人数 ( )人

※傷病者 なし 利用者 その他

傷病者の人数 ( )人

傷病者の詳細

連絡が取れない利用者の人数

( )人

緊急の対応が必要な利用者の人数

( )人

必要な対応の詳細

部署共通の定時報告とともに提出してください。

## 定時報告【病棟】

※印の者は必須事項となります。

※報告者名 ( )

病棟にいる患者数

空床数 ( ) 床

本日の入院患者数

( ) 人

外出・外泊者数

( ) 人

家族との連絡が取れない患者数

( ) 人

保護・避難している患者数

( ) 人

応援が必要なスタッフ数

( ) 人

その他

部署共通の定時報告とともに提出してください。



# 定時報告【外来】

※印の者は必須事項となります。

※報告者名 ( )

要経過観察患者数、診療継続患者数

( ) 人

要搬送患者数

( ) 人

保護患者数

( ) 人

帰宅困難患者・家族数

( ) 人

内、家族と連絡の取れない患者数

( ) 人

応援スタッフの必要人数

( ) 人

その他特記事項

部署共通の定時報告とともに提出してください